

伊丹市地理情報システム再構築業務  
調達仕様書

令和8年4月

伊丹市

## 目次

第1章 総則	1
1. 1 適用	1
1. 2 目的	1
1. 3 業務概要	1
1. 4 準拠する法令等	1
1. 5 管理技術者等	2
1. 6 計画書等の提出	2
1. 7 作業の打合せ	2
1. 8 秘密の保持	2
1. 9 手続きおよび損害賠償	2
1. 10 事業期間	2
1. 11 検査	2
1. 12 完了	3
1. 13 成果品の瑕疵	3
1. 14 疑義	3
1. 15 権利の帰属	3
1. 16 個人情報保護	3
第2章 基本要件	3
2. 1 業務概要	3
2. 2 資料収集整理・データ変換	4

2. 3	システム要件 .....	4
2. 4	利用環境 .....	5
2. 5	ネットワーク環境 .....	6
2. 6	クライアント環境 .....	6
2. 7	統合型 GIS 構築 .....	7
2. 8	公開型 GIS 構築 .....	8
2. 9	個別 GIS 構築.....	8
第3章	機能要件.....	9
3. 1	機能要件.....	9
第4章	データ整備 .....	9
4. 1	データ移行 .....	9
第5章	システム構築 .....	10
5. 1	計画準備・打ち合わせ .....	10
5. 2	システム設計.....	10
5. 3	システム環境構築.....	10
5. 4	ハードウェア.....	11
第6章	非機能要件 .....	12
6. 1	信頼性 .....	12
6. 2	教育要件.....	13
6. 3	システム保守.....	14
6. 4	運用支援.....	15
第7章	成果品 .....	15

7. 1 成果品 .....	15
----------------	----

## 第1章 総則

### 1. 1 適用

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、伊丹市が発注する伊丹市地理情報システム再構築業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

### 1. 2 目的

本市では、令和元年より統合型地理情報システム（以下「統合型 GIS」という。）、公開型地理情報システム（以下「公開型 GIS」という。）および一部の所属における特定の業務に特化した地理情報システム（以下「個別 GIS」という。）を運用してきた。

現行システム保守が困難になったため、統合型 GIS および個別 GIS を活用した業務の安定した遂行と、公開型 GIS を用いた住民サービスの継続した提供を目的とし、統合型 GIS、公開型 GIS、個別 GIS の更新を行うものである。

### 1. 3 業務概要

#### (1) システム構築

- ア 計画準備
- イ システム設計
- ウ システム環境構築
- エ システム導入

#### (2) データ整備

- ア データ移行
- イ データ作成

#### (3) 操作研修および操作マニュアルの作成

#### (4) システム保守

#### (5) 運用支援

### 1. 4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- ア 地理空間情報活用推進法（平成 19 年法律第 63 号）
- イ 地理空間情報活用推進基本計画（平成 24 年 閣議決定）
- ウ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- エ 統合型 GIS 推進指針（平成 20 年 総務省）
- オ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- カ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- キ 伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 22 日条例第 29 号）
- ク 空間データ作成のための製品仕様書作成の手引き（平成 16 年度 国土地理院）
- ケ 地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）
- コ 固定資産評価基準
- サ 伊丹市情報セキュリティポリシー

- シ 道路法（昭和 27 年法律 180 号）
- ス その他本業務に関する法令・規則等

#### 1. 5 管理技術者等

本業務実施にあたり受注者は、本業務に精通した管理技術者等に対し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の経験を有する技術者を選任しなければならない。

#### 1. 6 計画書等の提出

受注者は、本作業着手に先立ち速やかに、以下に示す書類を提出して発注者の承認を受けるとともに、作業実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 管理技術者経歴書
- (4) 業務工程表
- (5) 業務計画書

#### 1. 7 作業の打合せ

受注者は、作業実施前および作業期間中は発注者との打合を密に行い、詳細な点については緊密な連絡を保ち作業するものとする。また、受注者は、作業の打合せの記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

#### 1. 8 秘密の保持

受注者は、本業務で知り得た事項を発注者の承認を得ずに他に漏らしてはならない。また、この取り扱いは、契約期間の満了又は解約により契約が終了した後も同様とする。

#### 1. 9 手続きおよび損害賠償

本業務に必要な諸手続きは受注者の責任において行い、その写しを発注者に提出しなければならない。また、本作業実施中に生じた諸事故に対して一切の責任は受注者が負い、発生原因、経過および被害等の状況を発注者に速やかに報告し、指示に従うものとする。

#### 1. 10 事業期間

- (1) システム構築期間  
事業開始日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- (2) システム運用期間  
システム稼働開始日から令和 13 年 11 月 30 日まで（予定）

#### 1. 11 検査

業務履行期間中、必要に応じて中間検査を行い、業務完了時に完了検査を実施するものとする。

## 1. 12 完了

本業務は、成果納品書とともに成果品を提出し、検査合格により完了するものとする。

## 1. 13 成果品の瑕疵

本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、発注者の必要と認める修正、補正およびその他必要な作業は受注者の負担で行うものとする。

## 1. 14 疑義

本仕様書ならびに「1. 4 準拠する法令等」に明示なき事項または疑義を生じた事項については、発注者と受注者はその都度協議し、受注者は発注者の指示に従うものとする。

## 1. 15 権利の帰属

- (1) 本業務で作成したプログラムおよびドキュメントの著作権は市に帰属する。
- (2) 本業務より前に受託業者および第三者が保有していた著作権は市に帰属しない。
- (3) その他、本業務で得られた成果物の取り扱い等に関する事項は、協議のうえ決定する。

## 1. 16 個人情報保護

本業務の履行にあたって受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うには、個人の権利利益を侵害することのないように務めなければならない。また、受注者は、本業務により知り得た情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしてはならない。

## 第2章 基本要件

### 2. 1 業務概要

#### 【システム構築】

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 統合型 GIS 構築
  - ① 統合型 GIS 構築
  - ② 道路占用管理システム構築
  - ③ 道路施設管理システム構築
  - ④ 要望管理システム構築
- (4) 公開型 GIS 構築
- (5) 個別 GIS 構築
  - ① 建築確認支援システム構築(以下台帳機能を含む)
    - ・ 建築確認台帳
    - ・ 長期優良住宅台帳
    - ・ 低炭素台帳

- ・許認可台帳
- ・建築リサイクル台帳
- ② 指定道路管理システム構築
- ③ 建築確認・指定道路・リサイクル届窓口システム構築
- ④ 空き家支援システム構築
- ⑤ 固定資産支援システム構築
- ⑥ 登記簿管理システム構築
- ⑦ 都市計画管理システム構築
- ⑧ 屋外広告物管理システム構築
- ⑨ 法定外支援システム構築
- (6) 機器調達
- (7) データ移行
- (8) システム操作マニュアル作成
- (9) システム操作研修
- (10) 打合せ

**【システム運用・保守 ※別途契約】**

システム運用・保守

**2. 2 資料収集整理・データ変換**

受注者は、別紙「(調達仕様書\_別紙) データ移行一覧」のデータ整理を行い統合型 GIS、公開型 GIS、個別 GIS に搭載できるようデータ変換を行うものとする。

**2. 3 システム要件**

新システムは、操作性に優れ、かつ、ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れているものとし、以下の要件に基づき構築するものとする。

(1) 統合型GISおよび個別GIS

(ア) LGWAN-ASP サービス方式、または本市サーバールーム内に設置している本市が保有する情報系仮想基盤サーバ上の指定する領域に構築するオンプレミス方式とする。

基盤全体で下記リソースを想定しているが、同規模事例を参考に適切なサーバ構成等を提案すること。なお、情報系仮想基盤サーバ上に構築する場合の作業範囲は、ゲスト OS の作成から実施することとし、その他サーバ構築に係る設定は別途協議の上、受注者が作業することとする。

仮想基盤：VMware vSphere 8.0 以上

vCPU：8 コア (2.3Ghz 以上)

メモリ：32GB

ストレージ：2TB

※本市は Windows Server 2022 Datacenter ライセンスおよび Windows Server 2022 Device CAL を保有している。

(イ) システム構成は、WEB 型またはクライアントサーバ型とする。クライアントへのアプリ

- リケーション配布を行う場合、配布用環境の準備を受注者にて行うものとし、管理者権限等、特殊なユーザ権限を必要とせずにインストールが可能なものとする。
- (ウ) データベースは、一元的に管理・運用可能なシステムとする。
- (エ) 統合型GIS・個別GISに作成・編集可能なデータを公開型GISへとデータ連携可能な仕組みを有すること。
- (オ) 既存独自GISを利用する課に対して、必ずシステムの利用が可能となるような同時利用制御が可能な仕組みを有すること。

(2) 公開型GIS

- (ア) ASP 方式（定額制）とする。
- (イ) システムを利用する際には、特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを不要とする。
- (ウ) データセンターは日本法人が国内において運営または国内の官公庁でも構築事例があるものとし、必要なセキュリティ対策を講じた施設および設備であること。
- (エ) 利用者等が、パソコン、タブレットおよびスマートフォンを利用して、簡易に各情報（市が保有する施設や区域等の情報）を地図上で参照できる仕組みにより、利用者の利便性を図るシステムを構築し、サービスを提供するものとする。
- (オ) 公開型 GIS へのデータ登録および更新作業について、適切に管理できるシステムおよび承認体制等を提案すること。また、データ登録および更新について追加費用が発生しないよう費用に見込んでおくこと。
- (カ) 災害発生時等の負荷の増加に対応できる適切な環境を提案すること。

2.4 利用環境

(1) 統合型GIS・個別GIS

LGWAN 接続系ネットワークセグメントに接続された市内約 1,500 台の職員用端末および個別 GIS 利用端末を利用機器数として想定し、適切な利用環境を提案すること。（下記ライセンスおよび利用想定を最小調達条件とする）

① 各システムおよび機能のライセンス（使用権）数

システム名称	ライセンス（使用権）数
統合型 GIS	同時接続 30 ライセンス以上
道路占用管理システム機能	
道路施設管理システム機能	
要望管理システム機能	
建築確認支援システム（その他の台帳データを含む）	3 ライセンス
指定道路管理システム	1 ライセンス
建築確認・指定道路・リサイクル届窓口システム	3 ライセンス
空き家支援システム	1 ライセンス
固定資産支援システム	3 ライセンス



項目	内容
OS	Windows11
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome

(2) 公開型GIS (PC)

項目	内容
OS	Windows10、Windows11、MacOS X
ブラウザ	Microsoft Edge、Firefox、Safari、 Google Chrome

(3) 公開型GIS (モバイル端末)

項目	内容
OS	Android 12.0、iOS 15.0 以上
キャリア	NTTdocomo、au、SoftBank (主要3キャリア 対応)

## 2. 7 統合型GIS構築

受注者は、以下に示すとおり統合型 GIS の構築を行うものとする。

(1) システム対象

「2. 1 業務概要」のとおりとする。以下システムは統合型 GIS と連携できるように構築を行うこと。

- ① 道路占用管理システム構築
- ② 道路施設管理システム構築
- ③ 要望管理システム構築

(2) システム要件定義・設計・構築

システム構築上必要となる以下の内容について整理し、発注者と協議しシステム構築を行うものとする。

なお、既存の各システムの機能を踏襲することを前提に、詳細な仕様は協議のうえ決定すること。

NO	内 容
1.	システム構成 (制約条件、機能・非機能要件の整理を含む)
2.	アカウント構成 (ユーザ・ユーザグループ)
3.	レイヤ設定 (図形表現範囲・属性管理項目および順序・関連ファイル設定等)
4.	ユーザグループ設定 (管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等)
5.	図形レイヤ・属性テーブル権限設定 (表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等)
6.	データベース設定 (検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等) および権限構成
7.	システム機能は、別紙「(様式5) 機能要件一覧表 (回答)」に示すとおりとする。通常項目については必須機能であり、機能・要望に対応できない場合は失格とする。

### (3) データ更新

登録データについては最新の情報を登録すること。その際協議の上必ず確認を行った後に更新を行うものとする。

## 2. 8 公開型GIS構築

受注者は、以下に示すとおり公開型 GIS の構築を行うものとする。

### (1) システム対象

「2. 1 業務概要」のとおりとする。

### (2) システム要件定義・設計・構築

システム構築上必要となる以下の内容について整理し、発注者と協議しシステム構築を行うものとする。

NO	内 容
1	システム構成（制約条件、機能・非機能要件の整理を含む）
2	レイヤ設定（図形表現範囲・属性管理項目および順序・関連ファイル設定等）
3	図形レイヤ・属性テーブル権限設定（表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等）
4	データベース設定（検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等）および権限構成
5	システム機能は、別紙「（様式5）機能要件一覧表（回答）」に示すとおりとする。通常項目については必須機能であり、機能・要望に対応できない場合は失格とする。

## 2. 9 個別GIS構築

受注者は、以下に示すとおり個別 GIS の構築を行うものとする。

### (1) システム対象

「2. 1 業務概要」のとおりとする。

### (2) システム要件定義・設計・構築

システム構築上必要となる以下の内容について整理し、発注者と協議しシステム構築を行うものとする。

NO	内 容
1	システム構成（制約条件、機能・非機能要件の整理を含む）
2	アカウント構成（ユーザ・ユーザグループ）
3	レイヤ設定（図形表現範囲・属性管理項目および順序・関連ファイル設定等）
4	ユーザグループ設定（管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等）
5	図形レイヤ・属性テーブル権限設定（表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等）
6	データベース設定（検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等）および権限構成
7	システム機能は、別紙「（様式5）機能要件一覧表（回答）」に示すとおりとする。通常項目については必須機能であり、機能・要望に対応できない場合は失格とする。

### (3) 登記簿管理システム

受託者は、登記簿管理システムの運用に則した以下に示す機能を満たすため、委託者にヒアリングを実施し、搭載する機能や仕様、運用方法などの確認を行うものとする。運用方法や機能詳細認識の齟齬を防ぐため、発注者の指示により、既存導入ベンダーとの移行調整を実施するものとする。なお、現在運用している市の RPA の仕組みを把握した上で、市の RPA と連携可能となるシステムとすること。

詳細は「(様式 5) 機能要件一覧表 (回答)」の登記簿管理システムを参照すること。

## 第 3 章 機能要件

### 3. 1 機能要件

統合型 GIS、公開型 GIS および個別 GIS について、「(様式 5) 機能要件一覧表 (回答)」に記述する機能をもとに地理情報システムのパッケージソフトウェアを納入するものとする。

<記入要領>

- ・各システム機能内容を確認し「可否」欄に下記のとおり記載すること
  - …標準機能およびカスタマイズで対応可能
  - △…代替で実現できる提案有り (代替方法欄に詳細を記載すること)
  - ×…機能・要望に対応できない

## 第 4 章 データ整備

### 4. 1 データ移行

#### (1) 作業内容

本業務を実施するにあたり、既存統合型 GIS、公開型 GIS および個別 GIS から移行するデータは、別紙「(調達仕様書\_別紙) データ移行一覧表」のとおりとする。貸与するデータは変換を行っても良いが、法規制情報等も含まれることから、データの破損および改変等が起こらないように細心の注意のもとに作業を行うこと。

発注者は、移行データを汎用的なデータ形式で作成し、受注者に貸与するものとする。また、受注者はこれらの移行データについて各マップおよびレイヤに設定されている最終更新日のもを新システムにセットアップしなければならない。

なお、提示した一覧は現時点のものであり、正確なデータ形式や移行の可否、詳細な移行手法については、契約後に受託者と市で協議の上、決定する。

#### (2) データ容量

各 GIS の移行対象データ容量の目安は以下のとおりである。

項目	内容
統合型 GIS	約 500GB (画像データ含む。別途ファイルサーバに保管している PDF 等のファイリングデータは別)
公開型 GIS	約 50GB

個別 GIS	約 600GB（画像データ含む。PDF 等のファイリングデータは別。都市計画課が利用している都市計画管理システム分は別途個別 GIS 端末の確認が必要）
--------	--

## 第 5 章 システム構築

### 5. 1 計画準備・打ち合わせ

- (1) 受注者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画および作業体制についての計画を立案し、作業実施計画書として取りまとめ、発注者の承認を得るものとする。
- (2) 資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について発注者より貸与を受け、整理するものとする。借用時には、目的と利用方法について発注者からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。
- (3) 本業務は、パッケージをベースとした新システム構築であるが、システム化領域の確定、制約条件の整理、発注者が求める機能・非機能要件の体系化を行い、要件定義書として取りまとめるものとする。また、搭載するレイヤ構成・権限設定等についても発注者と協議の上、整理するものとする。
- (4) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接に連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（「打ち合わせ記録簿」）に記録し、相互に確認しなければならない。

### 5. 2 システム設計

システム設計は、システム構築上必要となる以下の内容について整理し、システム設計書として取りまとめ、発注者と協議するものとする。

- ア システム構成（制約条件、機能・非機能要件の整理を含む）
- イ アカウント構成（ユーザ・ユーザグループ）
- ウ レイヤ構成および権限構成
- エ システム運用
- オ その他必要なもの

### 5. 3 システム環境構築

- (1) 受注者は、受注者作業場所においてシステム環境を構築する。構築する内容は次のとおりとする。
  - ア レイヤ設定（図形表現範囲・属性管理項目および順序・関連ファイル設定等）
  - イ ユーザグループ設定（管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等）
  - ウ 図形レイヤ・属性テーブル権限設定（表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等）
  - エ データベース設定（検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等）
- (2) 環境設定内容については、システム設定書としてその設定内容を取りまとめ、納品するものとする。

- (3) 受注者は試験仕様書を作成し、発注者の承認を得るものとする。発注者が承認した試験仕様書に基づき、受注者は動作試験を行うものとする。

#### 5. 4 ハードウェア

##### (1) 機器の調達

###### ① 伊丹市が調達する機器

デスクトップパソコン、ノートパソコン、庁内用タブレットについては、受注者と協議し要件を定義したうえで別途伊丹市にて調達予定である。

###### ② 受注者が提案・調達する機器

①以外の機器については、提案を行うシステムに応じた機器を事業者にて選定し、本業務で調達を行うものとする。詳細は「(2) 調達予定機器」を参照。

##### (2) 調達予定機器

現行の GIS システムで利用している機器を踏まえた本業務で調達予定の機器、台数およびその仕様を下記「① GIS ハードウェア調達予定機器一覧」および「② 受注者調達予定機器仕様一覧」に提示する。

###### ① GIS ハードウェア調達予定機器一覧

機器	利用所属別台数		調達者
デスクトップパソコン	デジタル戦略課	1台	伊丹市が別途調達
	建築指導課	8台	
	都市計画課	2台	
	土地調査課	1台	
ノートパソコン	資産税課	3台	受注者が調達
庁内用タブレット	都市計画課	1台	
庁外タブレット	デジタル戦略課	1台	
	建築指導課	1台	
	資産税課	3台	
窓口用タッチパネル	建築指導課	3台	
プリンター	土地調査課	1台	
スキャナー	土地調査課	1台	

###### ② 受注者調達予定機器仕様一覧

機器	仕様
庁外タブレット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SIM が利用できる WindowsOS のタブレット端末（伊丹市が契約をしている閉域 SIM を利用予定）</li> <li>・ 屋外での調査業務に適したもの</li> <li>・ カバー、ショルダーストラップ、バッテリー、ポータブル電源、5年間の保守パックを併せて調達すること</li> <li>・ 現システムで利用している機器は Panasonic TOUGH BOOK FZG-1W3001VJ</li> </ul>

窓口用タッチパネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23 インチサイズのタッチパネルモニター</li> <li>・ 建築指導課の窓口に設置する個別 GIS のデスクトップパソコンに接続し、市民が利用するもの</li> <li>・ 5 年間の保守パックを併せて調達すること</li> <li>・ 現システムで利用している機器は iiyama の T2336MSC-B2</li> </ul>
プリンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A3 サイズ対応のカラーレーザープリンター</li> <li>・ 用紙増設トレイおよび 5 年間の保守パックを併せて調達すること</li> <li>・ 現システムで利用している機器は RICOH SP C740</li> </ul>
スキャナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フラットベッドを備えた A3 サイズ対応のスキャナー</li> <li>・ 5 年間の保守パックを併せて調達すること</li> <li>・ 現システムで利用している機器は EPSON DS-60000</li> </ul>

### (3) 庁外タブレット利用環境構築

通常業務・災害対策業務等の効率化を目標として、(2) 調達予定機器に記載しているとおり、庁外タブレットを更新予定である。現在は資産税課が屋外調査に用いている。

現行の業務遂行を実現できるとともに、今後、多様な業務で統合型 GIS と連携して庁外タブレットを活用できるような利用環境を構築すること。

- ① 上記を実現するために必要なソフトウェア (5 年ライセンス含む) について提示し、本提案費用に含むこと。なお、利用ソフトウェアについて有償・無償問わないが、他団体で導入実績があるソフトであること。また利用マニュアル等を整備し、操作問合せ等に対応すること。
- ② 他の自治体で導入事例があれば記述すること。

### (4) 提案費用

本プロポーザルの提案費用には、以下について含めること。

- ① 受注者が調達予定の機器購入費用および設置作業費用
- ② 伊丹市および受注者において調達を行ったすべての GIS 機器についての初期設定作業費用
- ③ 庁外タブレット利用環境構築費用

## 第 6 章 非機能要件

### 6. 1 信頼性

#### (1) システム運用時間

ア 原則として 24 時間 365 日の連続稼働とすること。

イ やむを得ない事情により、システムの全部または一部を停止する場合には、2 週間前までに発注者へ連絡すること。

## (2) セキュリティ

- ア 第三者による不正アクセスや情報改ざんがないよう、必要なセキュリティ措置を講じること。
- イ OS のセキュリティパッチ等は、システム構築時の最新版を適用すること。また、システム導入後も新たにリリースされるセキュリティパッチ等を追加費用なしで速やかに適用すること。
- ウ 新システムにおいて、ウイルス対策を講じること。

## (3) データの保全性

- ア 誤操作等による重要データ消去を避けるために必要な対策措置を講じること。
- イ データの整合性を確保するため、更新処理においては十分なデータチェックを行うこと。なお、エラー等により処理が中断された場合には、データの処理実行前の状態に戻すこと。
- ウ 統合型 GIS・個別 GIS をオンプレミス方式とした場合、情報系仮想基盤として仮想マシン単位でバックアップ、リストアが可能であるが、データ単位のバックアップ取得について発注者側で作業が必要な場合、積極的に協力すること。
- エ 統合型 GIS・個別 GIS を LGWAN-ASP によるサービス提供とした場合、受注者が用意するデータセンターによりバックアップを取得すること。なお、バックアップは、日次および月次にて取得するものとし、その保存期間は 6 ヶ月間以上とする。

## (4) データの機密性

- ア データのアクセス権限を持つ職員のみが利用できる仕組みとする。
- イ システム管理機能にてアクセス権限を付与し、かつ更新できるものとする。
- ウ 不正アクセスおよびシステム障害等について、その原因解明のために必要なアクセスログ等を記録すること。

## 6. 2 教育要件

統合型 GIS、公開型 GIS、個別 GIS（システムまたはその機能）について、下記のとおり操作マニュアルの作成および操作研修を実施すること。

### (1) 操作マニュアルの作成

受注者は、以下に示すとおり操作マニュアルの作成を行うものとする。マニュアルはいずれも冊子として提供するほか、オンラインヘルプとして提供すること。また、本業務の契約期間内に変更が生じた際には、その都度マニュアルを改定し、納品すること。

#### ① 職員向けおよび市民向け操作マニュアルの作成

操作マニュアル（職員向けおよび市民向け）を作成すること。初心者でも理解しやすいように本システムの画面ハードコピー等を駆使し、利用できる機能の説明をわかりやすく記述し、機能毎に操作の手順および入力方法などを明確に記述すること。特殊な用語を使う必要がある場合は、用語の説明文を用意すること。

#### ② 管理者向け操作マニュアルの作成

新システムに関してシステム管理者が行うべき作業（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録および操作ログ取得・閲覧など）の定義および運用ツールなどの操作方法について本システムの画面ハードコピー等を駆使し、わかりやすく記述すること。

障害発生時における必要な対処措置などについても、専門的な知識がなくても理解できる

よう、わかりやすい記述で管理者マニュアルに含めること。変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。

## (2) システム操作研修

受注者は、発注者と協議のうえ、操作研修を実施するものとする。

### ① 新システム稼働前の研修

新システムの本格稼働前に、研修を実施すること。

ア 研修の形態は集合研修および動画研修とする。

イ 集合研修は合計3回（計150名程度）を想定している。

ウ 集合研修を実施する際の会場および研修用端末は伊丹市で用意する。

エ 動画研修はmp4形式で納品すること（集合研修を録画したものでも構わない）。また、これを伊丹市学習管理システム（LMS）へ搭載することを承認すること。

### ② 新システム稼働後の研修

新システムの本格稼働後は、年1回の研修を実施すること。

## 6. 3 システム保守

### (1) システム保守

地理情報システム等の本格稼働後における適応保守、予防保守および是正保守に係るシステム保守を実施するものとする。なお、ミドルウェア、アプリケーション等の保守要件は、次のとおりとする。

ア ソフトウェアの不具合対応およびセキュリティに関するパッチの適用等に速やかに対応すること。

イ 運用期間中におけるソフトウェアのライセンス更新および適切なバージョンアップを実施すること。なお、バージョンアップに際して運用に重大な支障を来す場合はこの限りではない。

ウ ソフトウェアのバージョン管理を適切に行うこと。バージョンアップを行う場合は、あらかじめテスト環境で十分な検証を行い、発注者の了承を得た上で実施すること。

エ Web ブラウザ等のクライアント側ソフトウェアのバージョンアップについて、動作検証等の情報を発注者へ提供すること。

オ 地理情報システムアプリケーションについて、機能改善や追加等の情報を発注者へ適宜報告すること。

### (2) システム運用における問合せ対応

受注者は、システム管理者および市民からの技術的な質問等に関する受付および対応を行うものとし、問合せの内容および回答について記録・管理し、発注者へ報告するものとする。

問合せ保証時間として、土日祝祭日および年末年始等の発注者の休業日を除く、午前9時から午後5時30分は基本とすること。

### (3) 障害対応管理

本業務で構築・運用するシステムの運用上発生した障害およびトラブル等について、発生や復旧日時、原因、対応状況について、インシデントを適切に管理し、発注者へ報告するものとする。

### (4) リソース管理

サーバのリソース（CPU、メモリ、ディスク容量）に関する情報を管理する。

(5) アカウント管理

システムアカウント等のメンテナンスを行うものとする。また、異動時などの一般利用者用のアカウント更新作業を実施するものとする。

(6) ログ管理

本業務で構築・運用するシステムの利用状況（ログイン・アウト、データ編集、印刷・データ出力）のログ状況の記録・管理を行う。

## 6. 4 運用支援

(1) 各マップのアクセス数の日次および月次の集計、マップ作成数に係る定期レポートを作成し、四半期ごとに報告すること。

(2) 受注者は、運用中に発生した問題や課題、地理情報の活用促進、地図の著作権に関する質問および法や条例等にかかる地図精度の問題について、解決方法等の提案を実施すること。また、発注者が新システムに関する会議または説明会等に対して、必要に応じて資料準備等の支援を行うこと。

(3) 共通データベースの更新やシステム操作に不慣れな職員に対するレイヤ作成における各種支援を行う。

(4) 職員から寄せられる、業務に即した GIS 活用の相談に対する支援を行う。

(5) トラブル発生時にハードウェア、基本ソフトウェア、パッケージソフトおよびアプリケーションソフトについての障害切り分けを行い、システム復旧を行うこと。

(6) 受注者は本業務完了後、次期システム検討のため、統合型 GIS、個別 GIS および公開型 GIS に搭載されているデータを Shape 形式等の一般的な形式にて出力し、データ定義書（図形種別、表現、属性項目等）と併せて発注者に提出すること。

(7) その他、最適と考えられる運用支援、特にオープンデータ・データ利活用への取り組み支援を積極的に行うこと。

## 第7章 成果品

### 7. 1 成果品

本業務の成果品を次のとおりとする。なお、ソフトウェア使用権数については「2.4 利用環境」を参照のこと。

(1) 統合型 GIS

以下ソフトウェア使用権 1 式

- ① 統合型 GIS（ソフトウェア使用権）
- ② 道路占用管理システム
- ③ 道路施設管理システム
- ④ 要望管理システム

(2) 公開型 GIS（5年使用権） 1 式

### (3) 個別 GIS

以下ソフトウェア使用権	1 式
① 建築確認支援システム (以下台帳機能を含む)	
・ 建築確認台帳	
・ 長期優良住宅台帳	
・ 低炭素台帳	
・ 許認可台帳	
・ 建築リサイクル台帳	
② 指定道路システム	
③ 建築確認・指定道路・リサイクル届窓口システム	
④ 空き家支援システム	
⑤ 固定資産支援システム	
⑥ 登記簿システム	
⑦ 都市計画管理システム	
⑧ 屋外広告物システム	
⑨ 法定外支援システム	
(4) ハードウェア (受注者調達機器)	1 式
(5) システム操作マニュアル	1 式
(6) 本業務で整備する GIS データ	1 式
① GIS データ (空間データおよび属性データ)	
② データ定義書	
③ データカタログ情報	
(7) 各種研修資料 (一般職員・管理者向け/紙・電子データ)	1 式
(8) 住宅地図 (Zmap-TOWNII) (5年使用権)	1 式
(9) システム設計書	1 式
① 要件定義書	
② 基本設計書 (外部設計書)	
③ 詳細設計書 (内部設計書)	
④ テスト計画書、仕様書および結果報告書	
(10) システム設定書	1 式
(11) 作業報告書	1 式
(12) 打合せ記録簿	1 式
(13) その他本業務で発生した成果品	1 式